

兵庫県立尼崎西高等学校 生徒・保護者との連絡等に係るルールについて

1 生徒とのスマホ・携帯電話またはメール・SNS の使用について

(1) スマホ・携帯電話の使用について

① 原則として、生徒への連絡は家庭へ連絡して行う。その際、保護者にも連絡の概要を伝える。

② やむを得ず生徒のスマホ・携帯電話に直接連絡する場合は、保護者の承諾を得る。

※ 保護者事情等により常態となる場合は管理職へ届け出る。

※ 緊急の場合や安全への配慮等で直接連絡した場合には保護者と管理職に報告する。

(2) メール・SNS の使用について

① 教職員と生徒の間での使用は教育活動の必要時に限ることとする。連絡網としてのグループ設定等を含め、事前に管理職の許可を得るとともに保護者の承諾を得る。

② 安全への配慮等緊急の場合で許可を得る間が無かった場合は速やかに管理職に報告する。

③ メールやSNS を通じての私的なやりとりは行わない。

2 生徒との面談や相談等の実施方法について

(1) 面談等は原則として校内又は保護者在宅の生徒宅で実施する。

(2) 1対1で面談等を実施する場合は、原則として部屋の窓や扉を開ける等、密室状態にならないよう配慮する。

(3) 面談等を実施する場合は、面談場所、面談相手（生徒名）、内容の概略等を、関係部署を中心とする他の職員が周知できている状態で実施する。

3 教職員の自動車への生徒の乗車について

(1) 原則として、自家用車には生徒を乗せない。

(2) やむを得ず生徒を自家用車に乗せる必要がある場合には、事前に管理職の許可を得るとともに保護者の承諾を得る。